別表六の二(五)の表中「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十六)「29の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十七)「29の②」）」に改める。

別表六の二(七)の表中「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十六)「32の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十七)「52の②」）」に、

「平・・ 平・・（別表六の二(十六)「30の②」）
平・・ 平・・（別表六の二(十六)「31の②」）」

を

「平・・ 平・・（別表六の二(十七)「50の②」）
平・・ 平・・（別表六の二(十七)「51の②」）」

に改め、同表の記載要領第1号中「連結法人が」の次に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号。以下この記載要領において「平成23年12月改正法」という。）附則第72条（連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成23年12月改正法第19条の規定による改正前の」を加え、同第1号中「租税特別措置法」を「平成23年12月改正法附則第80条（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」に、「別表六の二(十六)」を「別表六の二（十七）」に改める。

別表六の二(七)付表の表中「措法第68条の10第1項各号の該当号」を「旧措法第68条の10第1項各号の該当号」に改め、同表の記載要領第1号中「連結法人が」の次に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）附則第72条（連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第19条の規定による改正前の」を加える。

別表六の二(八)の表中「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十六)「35の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十七)「32の②」）」に、

「平・・ 平・・（別表六の二(十六)「33の②」）
平・・ 平・・（別表六の二(十六)「34の②」）」

を

「平・・ 平・・（別表六の二(十七)「30の②」）
平・・ 平・・（別表六の二(十七)「31の②」）」

に改め、同表の記載要領第1号中「第68条の10の2第2項」を「第68条の10第2項」に改め、同第1号中「別表六の二(十六)」を「別表六の二(十七)」に改める。

別表六の二(八)付表の表中「措法第68条の10の2第1項各号の該当号」を「措法第68条の10第1項各号の該当号」に改め、同表の記載要領第1号中「第68条の10の2第2項」を「第68条の10第2項」に改める。